３党法案と審議方法に対する問題点

2026 年 11 月 17 日

議員定数削減反対！緊急アクション
世話人　浅倉むつ子、大山礼子、杉浦ひとみ、
福田和子、三浦まり、山崎摩耶

1．立法事実の不在

そもそも衆議院議員定数を削減する**立法事実が存在しません**。発端は日本の維新の会が求める 1 割削減（45 議席）だったものが、自民党は人口減を根拠に 31 議席を算出しました。つまり人口減少は後付けの理由だったに過ぎません。国民民主党は人口減を根拠とすることに反対の立場であったにもかかわらず、人口減に基づくなら 19 議席減だという助け舟を出し、結局 31 議席減で３党が合意しました。議論の過程で、議員定数を削減する合理的な根拠は示されませんでした。

2．少なすぎる日本の国会議員数

日本の**国会議員数は国際的に見て少なすぎます**。議員定数は人口規模から直接的に導かれるものではないものの、人口あたりの議員数が少ないと、国民にとっては代表者と直接触れる機会が減り、代表制民主主義への参加の回路が狭められかねません。また、国会議員が少なければ、それだけ政府への監視機能が弱まり、予算の使途に対するチェックが行き届かなくなることから、**無駄な予算の削減に逆行**します。

3．小選挙区の影響を強めるステルス戦略

小選挙区制と比例代表制のバランスを大きく変え、小選挙区制の影響を強める改変にもかかわらず、そのことの意味を国民に周知し、社会的議論を深めることなしに、３党だけで一方的に決定するのは、あまりに横暴ではないでしょうか。

小選挙区・比例代表並立制は、第一党に過剰に議席を占有させる小選挙区制と、投票数割に比較的比例したかたちで議席配分を行う比例代表制を組み合わせることで、両者のメリットを活かそうとする制度です。制度導入当初は小選挙区 300 議席（60%）／比例代表 200 議席（40%）で出発したにもかかわらず、現在では 289(62.2%)／176(37.8%)となっています。比例代表を 31 議席減らすと、289(66.6%)／145(33.4%)になり、２つの制度の配分が大きく変化し、小選挙区制の影響がより強くなります。

小選挙区制と比例代表制では、同じ政党別得票数でも、各党の獲得議席は大きく異なります。小選挙区の方が圧倒的に第一党に有利で、中小政党は比例代表でしか議席が獲得できないことがしばしばあります。このため、小選挙区制と比例代表制のバランスを変えることは、一般的には大政党を有利にします。したがって、比例代表のみの議席削減は中小政党が代表する**国民の声を切り捨てる**ことを意味します。

4. 女性議員増加に逆行

国会は 2018 年に全会一致で政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を可決させ、それ以来全党が女性議員増加に向けて努力をしているにもかかわらず、３党法案はこの流れに逆行し、自己矛盾をきたしています。

比例代表制のほうが、世界的に見て女性や若者、マイノリティが選出されやすい傾向にあります。小選挙区では現職が圧倒的に有利で、新人が出にくく、新陳代謝が悪いのが実態です。３党法案は**女性や若者、マイノリティにとっても、その声がますます届きにくくなる**改悪となっています。

5. 中小政党への配慮の欺瞞

３党法案は、比例議席 31 削減と引き換えに、中小政党への配慮としていくつかの修正事項を盛り込んだとしていますが、実際には３党法案に基づいて議席数を計算すると、**与党の議席占有率が増える**ことが、自民党の推計でも示されています。中小政党への配慮は欺瞞としか言いようがありません。

提案されている修正サン・ラグ式とは、当選人の数を定める際に各政党の得票数を 1.4 で割り、以降は３以上の奇数で除した商を用いるもので、現行のドント式よりも確かに中小政党に有利になります。ただ、詳細にその仕組みをみれば、1 ではなく 1.4 で割ることで、サン・ラグ式と比べる小政党は最初の 1 議席を確保することがより難しくなり、第一党に有利に働きます。**中小政党に配慮するなら、最初から比例代表の議席を削減すべきでない**のです。

さらには、３党法案には小政党が不利になる内容を盛り込んでいます。重複立候補者が当選人となるために必要な小選挙区での獲得投票数を引き上げ、有効投票数の 10 分の 1 以上の得票から６分の 1 以上の得票を必要とするよう改めるからです。これにより、小選挙区で６分の 1 以上の得票ができないために比例代表で当選できない候補者が出てくることになります。復活当選への批判が強いことがこの根拠とされています。しかしながら、並立制度というのは名前の通り２つの制度が並立して存在するも

ので、それぞれが別の論理で運用されるべきものです。同一人物が２つの選挙制度に立候補する、いわゆる重複立候補は他国でも採用される制度ですが、日本では小選挙区と比例代表を連動させ、重複立候補者は同一順位に登載可能で、それらの順位付けに惜敗率を用いています。さらに、重複立候補者が比例代表で当選するためには、小選挙区での一定の得票を要件として課しています。この２つの仕組みがあるために、小選挙区の強い影響を受けた比例代表制となっています。

比例代表でしか議席を獲得できない小政党にとっては、知名度をあげるために小選挙区でも候補者を擁立することがありますが、最低得票数が引き上がることによって、小選挙区での擁立そのものが難しくなるでしょう。有権者にとっては、多様な政党の存在を知る機会が減り、小政党にとっては一層議席が得にくくなる修正案だと言えるでしょう。

6. 合意形成なき拙速で強引な審議

民主主義の根幹である選挙制度を**一部政党だけで強引に改変**しようとする審議のあり方そのものが問題です。衆議院選挙制度に関する協議会報告（2026 年 10 月５日）には、理想の選挙制度に向けた抜本改革の結論を得るために、有識者会議を設置し１年以内をめどに答申を取りまとめること、加えて、抜本改革実現までの間に現行制度を見直すことが書き込まれました。３党法案はこれを受けて策定されたものですが、抜本改革を行うとしておきながら、先に比例代表の議席だけを削減するというやり方は矛盾に満ちています。

抜本改革として中選挙区制や完全比例代表制を含めてこれから議論しようとする矢先に、小選挙区の影響を強める改革を先に決定するというのは、まったく筋が通りません。次の衆議院議員選挙までまだ時間があるのですから、比例代表の議席定数削減だけを先行させず、政治改革の発端である企業・団体献金の問題を解消したうえで、選挙制度についての議論を深めるべきではないでしょうか。

政党間の合意形成もままならないばかりか、国民を置いてきぼりにして拙速に選挙制度の根幹を変えるのは、なぜでしょうか。健全な民主政治を本気で育成するのであれば、このような乱暴な審議の仕方はしないはずです。**内容も決め方も共に、民主主義を弱体化させる**ものであると、強く懸念します。